

## 件 名

令和4年度埼玉県指定文化財の指定、追加指定及び指定名称の変更について

## 提案理由

埼玉県文化財保護審議会の答申を受けて、埼玉県文化財保護条例第5条第1項に基づく指定、追加指定及び指定名称の変更を行いたいので、審議願います。

## 概 要

### 1 新たに埼玉県指定文化財に指定するもの

種 別	種 類	件 数
有形文化財	彫 刻	2
有形文化財	考 古 資 料	3

### 2 埼玉県指定文化財に追加指定し、指定名称を変更するもの

種 別	種 類	件 数
有形文化財	建 造 物	1

3 指定等の年月日

令和5年3月17日

令和4年度埼玉県指定文化財指定候補一覧

	種別	種類	名称	点数	所有者 (管理者)	所在地
1	有形文化財	彫刻	木造飛天像	1 躯	札所十四番護持会	秩父市中町 25 番 12 号
2	有形文化財	彫刻	木造釈迦如来坐像	1 躯	宗教法人多宝寺	美里町大字甘粕 394 番地
3	有形文化財	考古資料	前原遺跡玉作工房関係遺物	55 点	埼玉県	熊谷市船木台 4 丁目 4 番地 1 (埼玉県文化財収蔵施設)
4	有形文化財	考古資料	反町遺跡玉作工房関係遺物	172 点	埼玉県	熊谷市船木台 4 丁目 4 番地 1 (埼玉県文化財収蔵施設)
5	有形文化財	考古資料	反町遺跡玉作工房関係遺物	1 点	東松山市 (東松山市教育委員会)	東松山市大字下野本 528 番地 1 (東松山市埋蔵文化財センター)

## 新たに埼玉県指定文化財に指定するもの

### 1 木造飛天像（有形文化財・彫刻）

秩父市

- ・臨濟宗南禪寺派の今宮坊いまみやぼうに伝来した木造飛天像。一木造いちぼくづくりで漆箔しっぽく（漆で金箔を貼る）、像高 29.3 cm。頭体幹部を通して広葉樹（ケヤキか）の一材から彫出し、内うち彫りも施さない。
- ・顔を正面右方やや上方へ向け、腰を左方に上げ、両膝をついて雲座うんざ上に膝立ちする。両腕を屈臂くつびして、胸前で掌を左方へ向けて立て、右手は鳩尾辺で持物じもつを握る形を示す。
- ・福島県河沼郡湯川村の勝常寺しょうじょうじに所在する木造薬師如来坐像（国宝）光背の飛天像と酷似し、本来は同像と一具のものであった可能性が高い。
- ・伝来については不詳であるが、『秩父三十四所観音靈驗図通伝ちちぶさんじゅうよんしよかんのんれいげんずつうでん』（明和3年（1766））に記述があるなど、少なくとも18世紀後半からは今宮坊にて巡礼者の信仰対象となっていたことが明らかである。
- ・本像は、類例の少ない平安時代初期に遡る飛天像として貴重であると共に、秩父地方における近世の信仰史を知る上で重要な意義のあるものである。



## 2 木造釈迦如来坐像（有形文化財・彫刻）

児玉郡美里町

- ・真言宗智山派に属す多宝寺の境内に建つ釈迦堂の本尊である木造釈迦如来坐像。寄木造で肉身漆箔、着衣彩色。玉眼嵌入（水晶はめ込み）、像高は112.2 cm。
- ・針葉樹（ヒノキか）を用い、頭体幹部を通して正中及び耳後の位置で前後左右を四材矧ぎとする。像内を内刳りの上、割矧ぐ。
- ・両腕を屈臂し、左手は掌を上に向けて膝上に置き（与願印）、右手は掌を前に向けて立てる（施無畏印）。左足を上に結跏趺坐する。
- ・現状では損傷が著しく像容を損ねてはいるが、重量感のある肉体表現、写実的な衣文表現など、12世紀末に運慶によって造られた静岡県伊豆の国市に所在する願成就院の阿弥陀如来像（国宝）に近似した作風を示すものである。
- ・本像の伝来経緯は不詳だが、美里町周辺は古代まで遡る宗教文化を伝える地域である点が留意される。
- ・本像は、関東地方における運慶及びその周辺の仏師の活動を考える上で貴重な作例であり、この時代の遺品のうち製作優秀で文化史上貴重である。



### 3 前原遺跡玉作工房関係遺物（有形文化財・考古資料）

熊谷市

・前原遺跡は桶川市に所在する。同遺跡の第2号住居跡は、古墳時代前期の勾玉や管玉などの玉作に関連する施設と見られるピットや間仕切り溝が備えられており、玉製作工程が復元できる製作途上の未製品や工作具としての砥石、敲石などの出土から、玉作工房跡であると考えられている。

・玉造関係遺物は、同住居跡出土の勾玉未製品25点、管玉未製品10点、剥片15点、勾玉1点、砥石4点からなる。

・中でも水晶を素材とした勾玉未製品や緑色凝灰岩を素材とした管玉未製品は、荒割工程、形割工程、調整工程、研磨・穿孔工程といった玉製作工程を具体的に示す資料群となっている。

・特に水晶を素材とした勾玉の製作工場の例は全国的に希少であるとともに、水晶のほか、緑色凝灰岩、メノウ、滑石の未製品も出土しており、同一工房内で多様な石材を使用していたことが分かる。

・玉作工房の条件を満たす住居跡から出土した一括資料は、玉製作工程を具体的に示す資料群であり、古墳時代前期における玉類の生産を考える上で極めて重要である。



第2号住居跡



勾玉未製品出土状況



勾玉未製品（水晶・メノウ）



砥石

#### 4 反町遺跡玉作工房関係遺物（有形文化財・考古資料）

熊谷市

- ・東松山市の反町遺跡第48号住居跡は、古墳時代前期の勾玉や管玉などの玉作に関連する施設と見られるピットや間仕切り溝が備えられており、玉製作工程が復元できる製作途上の未製品や工作具としての鉄針、砥石などの出土から、玉作工房跡であると考えられている。
- ・玉作関係遺物は、同住居跡出土の勾玉未製品12点、管玉未製品106点、剥片44点、石製品2点、鉄針6点、同住居跡と第56号住居跡が重複する部分から出土した砥石2点からなる。
- ・中でも水晶を素材とした勾玉未製品や緑色凝灰岩を素材とした管玉未製品は、荒割工程、形割工程、調整工程、研磨・穿孔工程といった玉製作工程を具体的に示す資料群となっている。
- ・反町遺跡の玉作工房跡から出土した一括資料は、古墳時代前期における玉類の生産を考える上で極めて重要である。



第48号住居跡



勾玉未製品（水晶）



管玉未製品（綠色凝灰岩）

## 5 反町遺跡玉作工房関係遺物（有形文化財・考古資料）

東松山市

- ・ 東松山市の反町遺跡は、第48号住居跡が玉作工房跡と考えられ、古墳時代前期の玉類の生産を考える上で極めて重要な遺跡である。
- ・ 同遺跡第206号住居跡からは、ガラス小玉鋳型1点が出土している。
- ・ この資料は、同遺跡が石材による玉生産を中心としながらも、ガラス玉類の生産も集落内で行っていたことを示す貴重な資料である。
- ・ 古墳時代前期におけるガラス小玉鋳型の出土例は少なく、当該期の玉類の生産を考える上で極めて重要なものとして、同遺跡第48号住居跡出土の玉作工房関係遺物とともに一体のものとして高く評価できるものである。



第206号住居跡



ガラス小玉鑄型

指定文化財の追加指定及び指定名称変更候補一覧

	種別	種類	名称	点数	所有者 (管理者)	所在地
1	有形 文化財	建造物	三峯神社 本殿 付 棟札一枚 柄（墨書）一本 拝殿 隨身門 国常立神社 日本武神社 手水舎 秩父宮台臨記念館	7 棟	宗教法人 三峯神社	秩父市三峰 298番地 1

## 指定文化財の追加指定及び指定名称を変更するもの

- 1 三峯神社 本殿 付 棟札一枚 柄（墨書）一本 拝殿 隨身門 国常立神社  
日本武神社 手水舎 秩父宮台臨記念館

（有形文化財・建造物）秩父市

- ・三峯神社境内には、江戸時代以降に建立された様々な建造物が所在する。
- ・拝殿は既に県指定となっている本殿と同様に柱は黒漆、壁面は朱塗、組物やかえる臺股またなどは極彩色が施される。内部は一面格天井ごうてんじょうを張る。
- ・隨身門ずいしんもんは仁王門であったものを改変したものである。宮大工はやしひょうご林兵庫きわりちようの木割帳及び寸法すんぼうおぼえ覚が残る。
- ・国常立神社は、護摩堂ごまどうの痕跡が明確であり、改変の経緯も明瞭である。林兵庫に連なる地方の宮大工の流派的特徴を明確に備えている。
- ・日本武神社はかつての役行者堂えんのぎょうじゃを神社としたもので、典型的な構造を持つ。嘉永期の建造であり、絵様えよう（虹梁等に彫り込んだ絵模様）及び彫刻が年代とよく合致している。
- ・手水舎ちようずしゃは社殿全体の配置の中で重要な位置を占めるものであり、彫刻は当初の

ものであるが、彩色は変化している可能性がある。倒木による損壊を修理した際に、屋根形状が変化している。

・以上の5棟については、近世期を通じて仏教（しゅげんどう修験道）系の施設として用いられていた三峯神社の建造物が、明治のはいぶつきしゃく廃仏毀釈・神仏分離を経ても破却されることなく、手を加えることによって、神社建築として今日まで維持されている。いずれも、流派的又は地方的特色が顕著であり、価値が高い。

・ちちぶのみやだいりんきねんかん秩父宮台臨記念館は昭和6年（1931）竣工の木造平屋建のよせむねづくり寄棟造で、宮殿建築の性格を有する。外部・内部ともに当時の姿をよく留めた非常に優れた近代和風建築であり、歴史的価値が高い。

・以上のことから、既に指定となっている本殿に6棟を追加指定して、名称を「三峯神社 本殿 付 棟札一枚 柄（墨書）一本 拝殿 隨身門 国常立神社 日本武神社 手水舎 秩父宮台臨記念館」と改めた上で、一体的に保存・活用していくことが望まれる。



① 拝殿



② 隨身門



③ 国常立神社



④ 日本武神社



⑤ 手水舎



⑥ 秩父宮台臨記念館